

ラムサール条約と琵琶湖

ラムサール条約は1971年にイランの「ラムサール」という町で結ばれ、日本は1980年に条約を
ていけつ くしろしつげん じょうやくしっち
締結し、北海道の「釧路湿原」が日本で初めての条約湿地となりました。

琵琶湖は1993年に、日本で9番目のラムサール条約湿地として登録されました。

ラムサール条約湿地・琵琶湖

登録日:1993年6月10日(日本で9番目)

2008年10月30日に、西の湖が拡大登録

条約湿地の面積:合計65,984ヘクタール



西の湖は、現存する
琵琶湖最大の内湖



ラムサール条約と琵琶湖

条約湿地になるためには、まず、国際的に定められた^{きじゅん}基準を満たさなければなりません。

琵琶湖は5つの登録の基準を満たしているとされました。

国際的な登録条件

基準1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地

基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地

基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

基準7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地

基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地

基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

かんたんについて・・・

・固有種がいる

・絶滅危惧種がいる

・20,000羽を超える

水鳥が越冬に利用する

ラムサール条約と琵琶湖

また日本では以下のような条件があり、琵琶湖は国際基準・国内基準の両方を満たしており、条約湿地となることができました。

日本での登録条件

1. 国際的に重要な湿地であること（国際的な基準のうちいずれかに該当すること）
2. 国の法律（自然公園法、鳥獣保護管理法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
3. 地元住民などから登録への賛意が得られること

1950年～ 国定公園特別地域

1971年～ 県設鳥獣保護区

琵琶湖がいちばんにぎわうのは冬!? 10万羽を超える水鳥たち

毎年1月に、日本にやってくるガンやカモなどの水鳥の生息状況の把握のために一斉調査が行われています。琵琶湖でも毎年調査が行われ、2022年1月16日の調査では115,798羽の水鳥が確認されました。滋賀県には湖北野鳥センター（長浜市）や新旭水鳥観察センター（高島市）など、水鳥の観察スポット多数！ぜひバードウォッチングに挑戦してみてください。



調査の結果は、滋賀県のH.P.で見られます <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/316666.html>

ラムサール条約と琵琶湖

日本では2023年1月現在、53か所が条約湿地に登録されています。皆さんの近くの条約湿地にぜひ足を運んでみてください。

アジアが誇る湿地“水田”

日本の「原風景」ともいえるべき水田。かつてはメダカやカエルなどのいきもののいのちと調和した伝統的な農法が営まれていましたが、社会情勢とともに「里地・里山」は大きく変化し、いのちのにぎわいに危機が迫っています。水田は日本をはじめ、稲作文化をもつアジア地域に広く広がっていますが、ラムサール条約でも「守るべき重要な水環境」として水田が定義されています。日本の条約湿地の中でも「蕪栗沼・周辺水田」と「円山川下流域・周辺水田」の2地域で、マガンやコウノトリたちがエサを育む場所として、水田を積極的に含んだ登録が行われています。



兵庫県豊岡市を流れる円山川。コウノトリの野生復帰で国際的にも知られています。

